

**<消費者被害>** 近年、高齢者・障害者の消費者被害が増加。特に、一人暮らしの高齢者が格好の標的になって  
いる。被害にあった自覚のない人も多い。

⇒ 身近な相談者、生活変化を察知できる関係が必要

**<災害時要援護者>** 近年の風水害や地震では犠牲者の多くを高齢者が占めており、高齢者、障害者更には、日  
本語のわからない外国人などの災害時要援護者の避難支援等が課題となっている。

⇒ 災害時に力を発揮する日常的なつながりや支えあう活動の必要

**<時々、ちょっとしたことの手助けに困る人々>** 一人暮らし高齢者や障害者には、ゴミだし、電球の交換のような  
「時々」「ちょっとしたこと」の手伝いを頼める相手がなく困っている人々がいる。

⇒ 制度の外にあるニーズへの対応が必要

**<軽度者や一時的な要支援者>** 要支援・要介護にならない軽度障害、病気や怪我による一時的な要支援状態等  
は制度の対象にならないため、買物や外出支援などのニーズ充足が困難

⇒ 制度の谷間にある者への対応が必要

## 現在十分対応できていない問題

- 制度の外にあるニーズ(ゴミだし、電球の交換 等)
- 制度の谷間の者(軽度障害、一時的要支援 等)
- 孤立への対応(見守り、声かけ 等)
- 社会から排除されやすい人々の社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の問題

## 特に支援が必要な人々

ひとり暮らし、あるいは家族がいても支えにならず、その上地域から孤立していたり、自ら問題解決に向かうことができない人々については、特に意識して周囲から働きかけ、必要な支援に結びつけることがないと、問題が潜在化、深刻化する。  
(家族や友人、地域などの身近なセイフティネットがうまく働かない状態にある人々)

ひとり暮らしである

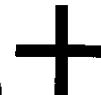
\* 本人の訴えがないと問題が見えない

あるいは

家族がいるが支えにならない

\* かえって周囲が関与しにくい

\* 問題が重なり合い増幅することがある



- 自分で問題解決できない、自分から助けを求める
- 地域から孤立。偏見にさらされている
- 低所得であることが多い

日常的な関係づくり等の要援護者支援の必要

(例えば)

- 一人暮らしで、消費者被害にあっても自覚がない。
- 一人暮らしで、困ったときに手助けを頼める関係を持っていない。
- 長期失業で引きこもってしまい親族や地域の付き合いが断絶し、身近に手助けを求められる人がいない。
- 認知症の母と精神障害の息子の世帯で、問題が生じてもどちらも問題解決能力がなく解決に向かえない
- 家族による虐待や権利侵害があるが、サービス利用を拒絶し外との接触をもたない。

など

## 6. 地域福祉施策の現状

事 業 名	現 状	指摘されている問題点等
市町村地域福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村地域福祉計画は、社会福祉法の理念を具体化するものとして、地域における①福祉サービスの適切な利用の促進、②社会福祉を目的とする事業の健全な発達、③地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項を一体的に定める計画。策定は自治事務である。</li> <li>○ 策定状況をみると、18年度中の策定は33.8%と低調。市部と町村部の策定状況を比較すると、市部が48.9%（策定予定78.4%）に対し、町村部は22.3%（同45%）となっており、町村部の策定が遅れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の趣旨や必要性等について理解を進める必要性があるのではないか。</li> <li>○ 国が示す策定指針が抽象的との指摘。計画に盛り込むべき内容が具体的に記述された指針を示す必要があるのではないか。</li> </ul>
民 生 委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関等の業務に協力する。厚生労働大臣の委嘱。</li> <li>○ 民生委員には、要援護者に対する地域の見守りネットワークの一員として、高齢者や障害者に限らず、地域との関わりを拒む方などの既存施策からもれてしまいがちな人々の把握及び住民が抱える多面的な問題に関わり、必要に応じて関係機関等に適切に繋げていく役割が求められている。</li> <li>○ 属性は男性4割、女性6割。年齢は60歳以上が約8割。</li> <li>○ 現在の就労状況は、無職が約6割、自営業が約2割。前職は、サラリーマン、自営業、農業等福祉未経験者が大半（約8割。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生委員のみで地域の要援護者の把握や支援を全て行うことは困難であり、行政や他の地域福祉活動主体が有する要援護者情報を共有することが必要ではないか。</li> <li>○ 住民の生活上の問題の解決に当たっては、民生委員と行政、関係機関が協力・連携するネットワークが不可欠との意見。</li> <li>○ 民生委員のなり手の人材発掘に市町村は苦慮。定数充足が困難との声。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1か月当たりの活動状況は、相談支援約3件、訪問・連絡調整回数約17件などとなっており、これらの活動日数は13.2日。</li> </ul>	
市町村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、市区町村、都道府県及び中央の各段階に組織。住民、社会福祉関係者等の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする団体。主な活動は、住民を担い手とした福祉活動の企画・実施、当事者活動やボランティア活動の育成支援、生活福祉資金の貸付、共同募金への協力等である。</li> <li>○ 介護保険事業の訪問介護事業を実施する市町村社協は72.3%。</li> <li>○ 住民活動を掘り起こし先駆的な事業を実施する社協がある一方、それらに十分取り組めていない社協もあり、地域差が大きい。</li> <li>○ 昨今では、全国ネットワークを生かして災害時の要援護者支援活動に実績。</li> <li>○ 社協職員の一般職員（介護保険事業関係職員を除く職員）のうち、社会福祉士資格保有者は7.3%にとどまる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民の福祉活動を育成し、地域に支え合う環境を整えるために、人のつながりや助け合いの輪を広げる活動、他の事業者が参入しない分野、未整備な分野の事業開発等の更なる積極的取組みが必要ではないか。</li> <li>○ 介護保険事業者である反面、社協は事業者間の連絡調整機能も求められており、その両立が課題との意見。</li> <li>○ 地域福祉推進を担う専門職としての専門性の確保（社会福祉士資格取得の推進等）が必要ではないか。</li> </ul>
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動者の状況は、①活動者約740万人、②グループ数12.4万グループ、③活動者の約7割が女性、④活動者の約5割が60歳以上、⑤活動者の職業は主婦が約4割となっている。</li> <li>○ 活動内容は、多岐にわたっているが、①活動対象は高齢者や介護者、障害児・障害者やその家族等が多く、②その内容は、「話し相手やレクリエーション等の交流活動」、「施設や団体のイベントの企画運営協力」、「外出介助や身辺介助」、「手話や点訳等のコミュニケーション支援」等が中心。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の活動者は、高齢主婦層を中心であるが、今後、団塊世代の者の退職後の自己実現のための大きな選択肢のひとつとなり、活動の担い手の広がりが予想される。</li> <li>○ 厚生労働省では、ボランティア活動の振興を図るため、平成5年に指針を告示し、振興を図ってきたが、10年以上が経過し、現実</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最近では、従来の福祉分野を超えて環境、災害被害者支援など様々な分野で活動が行われている。</li> </ul>	<p>に見合ったものとなっているかの検証を行い、現在のボランティア活動の振興策に見合った指針に改める必要があるのではないか。</p>
生活福祉資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和30年に低所得世帯の自立更生ため、資金貸付と民生委員の援助・指導を両輪とする世帯更生資金貸付制度としてスタート。その後、高齢者、身体障害者等に対象を拡大するとともに資金種類も拡充し、平成2年からは、在宅福祉推進の観点から所得制限の緩和などを行い、名称も生活福祉資金貸付制度に変更。実施主体は県社協。借入れは、民生委員を通じて市町村社協を経由して申し込む。</li> <li>○ 平成17年度の貸付状況は、12,681件134.4億円。緊急小口資金、長期生活支援資金の需要はあるが、その他は漸減傾向。</li> <li>○ 資金種類別の内訳では、件数ベースで修学資金が全体の約6割、緊急小口資金・離職者支援資金・福祉資金が約1割づつとなっている。</li> <li>○ 都道府県別貸付件数にばらつきがあり、低所得者対策として積極的に資金の活用を図っていないと考えられる県がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得者の資金需要を踏まえ、①資金種類の新設又は簡素化、包括化、②利用手続の簡便化等をさらにを行うとともに制度内容を積極的にPRする必要があるのではないか。</li> <li>○ 低所得者の資金需要に的確に対応できるよう、民生委員、社協、福祉事務所等を含む行政機関の間で緊密な連携をとる必要があるのではないか。</li> <li>○ 債権管理を適切に行う観点から、償還指導の徹底、償還を促進するための社協機能の充実、不良債権処理のための適切な欠損補填積立金の積み立て等を行う必要があるのではないか。</li> </ul>
日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症高齢者、精神障害等のうち判断能力不充分な者に対して福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理等を行うことにより、地域で自立した生活を支援する事業。実施主体は都道府県・指定都市社協。窓口業務は市区町村社協が実施。事業は平成11年より「地域福祉権利擁護事業」の名称でスタート。平成19年度から事業内容にあわせる等の観点から「日常生活自立支援事業」と名称変更。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県・指定都市間の取組格差を解消する必要があるのではないか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成11年10月の事業開始からの延べ相談件数は、約190万件、利用契約件数約4万件となっており、年々増加傾向。都道府県・指定都市の別にみると取り組み状況の差は著しい。</li> <li>○ 実施体制の状況は、窓口となっている社協が622カ所、専門の相談員が957人、契約者の生活を支援する生活支援員が11,019人となっている。</li> <li>○ 契約者の対象別状況は、認知症高齢者が約6割、知的障害者が約2割、精神障害者が約2割となっている。契約者うち生活保護受給者は3割を超えている。</li> </ul>	
共同募金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共同募金は、これまで民間福祉活動の財源の主要な担い手として大きな役割を果たしてきたところであり、地域福祉における民間活動の活発化に対応し、多様な団体の活動を支援するとともに、新しい寄付の文化を形成する推進役としての役割が期待されている。</li> <li>○ 平成18年度の共同募金の実績額は約217億円であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共同募金運動開始以来右肩上がりだった募金実績額は平成7年度の約266億円をピークに減少に転じ、また、その使途について「どこにどのように使われているのかわかりにくい」などの指摘がなされている。</li> </ul>

地域福祉の再構築にあわせ、各事業・各制度の課題を整理し、地域生活を安定して・継続可能なものとするためのツールとして、各事業が一体となって機能するよう総合的に見直す必要があるのではないか。

〈 參 考 〉